

○山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月10日山形県条例第85号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般的基準)

第3条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切であり、かつ、園児が安全に通園できる環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(学級の編制)

第4条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、次の各号に掲げる学級編制の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 満3歳以上満4歳未満の園児で編制する学級 原則として20人以下

(2) 満4歳以上の園児で編制する学級 原則として30人以下

3 前2項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準は、規則で定める。

(職員)

第5条 幼保連携型認定こども園は、前条第1項の学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この項において「保育教諭等」という。）を各学級に1人以上置かなければならない。

ただし、特別の事情がある場合は、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は規則で定めるところにより専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

2 幼保連携型認定こども園は、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の職員の基準は、規則で定める。

(園舎及び園庭)

第6条 幼保連携型認定こども園は、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 前項の園舎及び園庭の基準は、規則で定める。

(園舎に備えるべき設備)

第7条 幼保連携型認定こども園は、前条第1項の園舎に、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室とを兼ね、又は職員室と保健室とを兼ねることができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 前項第6号の調理室は、規則で定める場合にあっては、これを備えないことができる。
- 3 第1項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げるものの面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 4 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、第1項の乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。
- 5 前各項及び第9条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）に定めるもののほか、前条第1項の園舎に備えるべき設備の基準は、規則で定める。

（園具及び教具）

第8条 幼保連携型認定こども園は、学級及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

（児童福祉施設基準条例の準用）

第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し	最低基準	設備運営基準
第3条	最低基準	山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）で定める基準（以下「設備運営基準」という。）
	児童福祉施設に入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
	訓練	養成又は訓練
	かつ、社会に適応するように育成	育成
第4条	山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）第1条に規定する山形県社会福祉審議会をいう。）	子育てするなら山形県推進協議会（子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第41号）第1条に規定する子育てするなら山形県推進協議会をいう。）
	最低基準	設備運営基準
第5条	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	園児
第6条第2項	児童の	園児の
第6条第4項及び第9条第1項	法	認定こども園法
第11条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園

第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長
	入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第16条	利用者	園児
第17条	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第33条第1項第6号	第1号の乳児室若しくはほふく室又は第4号の保育室若しくは遊戯室	幼保連携型認定こども園基準条例第7条第1項の乳児室若しくはほふく室、保育室、遊戯室又は便所

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

- 2 改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設備については、第6条から第8条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 3 改正法の施行の日の前日において現に幼稚園（適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、第7条第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

（山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

- 4 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設をいい、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。